

暮らしの大学会員利用規約

本規約は、暮らしの大学株式会社が主催する「瀬戸内暮らしの大学」(以下「当大学」)において、受講生が、会員登録を行い講座・プロジェクト等(以下「コンテンツ」)を受講するにあたって、受講生と当大学との間に生じる一切の關係に適用されます。

第1条(瀬戸内暮らしの大学について)

1. 当大学は香川県の西部エリアに拠点を構え、年齢や居住地に関係なく全ての人が一生涯学び続けることのできる市民大学です。学ぶことや仲間を得ることの楽しさを提供し、選択肢の幅を広げることで地域での暮らしが一層豊かになることを目指します。当大学は、「瀬戸内暮らしの大学株式会社」の主催により運営される市民大学であり、学校教育法上の「大学」ではありません。
2. 当大学の業務運営は、瀬戸内暮らしの大学実行委員会事務局(以下「暮らしの大学事務局」)がこれを担います。
3. 暮らしの大学事務局は、コンテンツの運営及び、コンテンツの運営に関する以下の業務を行います。
 - ① 会員・受講生募集および登録受付業務
 - ② カリキュラムの策定
 - ③ 当大学ウェブサイト運営管理
 - ④ その他、上記に付帯する業務

第2条(コンテンツ実施者について)

1. 当大学において受講者に対しコンテンツを提供する者を「コンテンツ実施者」といいます。
2. 暮らしの大学事務局は、コンテンツ実施者と協力して、コンテンツの内容の決定、講師の手配およびコンテンツの運営・提供における安全管理等を行います。

第3条(受講資格)

1. 当大学にて、会員登録を行った者を「受講生」といいます。
2. 本規約に同意の上、所定の手続きによる会員登録・受講申込み、受講料および事務手数料の払い込みを行い、当大学がその登録を承認した者が、受講生としての資格(以下「受講資格」)を有します。
3. 受講生は、当大学への会員登録以降コンテンツの受講前後にかかわらず、本規約の定める規定に従うものとします。

第4条(受講資格の停止)

1. 当大学は、受講生が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該受講生に事前に通知することなく、直ちに当該受講生の受講資格を停止(退学)し、会員資格を失わせることができるものとします。
 - ① 当大学への申告、届け出内容に虚偽があった場合。
 - ② 過去に本規約違反などにより受講資格停止処分がされていることが判明した場合。
 - ③ 理由の如何に関わらず、当大学の運営に支障があると当大学が判断した場合。
 - ④ 第三者(他の受講生を含む。以下同じ)に対する迷惑行為が判明した場合。
 - ⑤ 受講料の支払がなされない場合。
 - ⑥ 本規約に違反した場合。
 - ⑦ その他、当大学が受講生として不適格と判断した場合。
2. 当大学が前項の措置をとったことにより、当該受講生が当大学を利用できなくなり、これにより当該受講生、コンテンツ実施者または第三者に損害が発生したとしても、当大学は一切の責任を負いません。また、前項各号に該当する行為によって当大学、コンテンツ実施者または第三者に損害が生じた場合、受講資格を停止された後であっても、当該受講生はすべての法的責任を負うものとします。

第5条(受講生(会員)登録)

1. 当大学の受講生には、一般会員、法人会員及び学生会員の3つの種類があります。
2. 受講の申し込みをする者は、前項のいずれかの会員となることを選択したうえで、会員ごとに所定の会員登録手続きを行う必要があります。
3. 会員登録をした者がコンテンツを受講するには、自ら受講したいコンテンツを選択したうえで、所定の手続により受講申し込みを行います。

第6条(受講料)

1. 当大学の受講料は、会員の種類に応じた、次条以下に定める料金となります。また、消費税については、決済時における税率とします。
2. 当大学の受講料は、月額固定料金のいわゆるサブスクリプションです。受講できるコンテンツ数に上限はありませんが、受講をしない場合であっても受講料の返金はいたしません。
3. 会員登録をした日から1か月間は、無料でコンテンツの受講をすることができます。ただし、無料でコンテンツの受講ができるのは、初めて会員登録した方に限ります。
4. 会員登録をした日から1か月が経過した翌日に、翌月分の料金が決済されます。例えば、4月12日に会員登録をした場合、その年の4月12日から5月11日まで

での期間は無料でコンテンツの受講をすることができます。そのまま会員登録の抹消がなされなければ、翌5月12日に、同日から6月11日までの1か月分の受講料の決済がなされます。

5. 受講生が本規約、本大学が定める規則その他の法律等により受講生としての資格を失うか、または、第10条に定める解約がなされないかぎり、受講生としての資格は継続し、以降も前項と同様1か月ごとの決済となります。
6. 受講生が本規約、本大学が定める規則その他の法律等により受講生としての資格を失った場合、すでに受領した受講料は返金いたしません。
7. 受講料は、コンテンツ内容の変更や、経済情勢の変動その他の事情により変更される場合があります。受講料を変更する場合は、当大学が定める方法により、事前に通知するものとします。

第7条(一般会員)

1. 一般会員の受講料は、月額12,000円(1人あたり。税込)となります。
2. 一般会員は、すべてのコンテンツを利用することができるとともに、瀬戸内くらしの大学三豊キャンパス内の共用施設を利用することができます。その場合、当大学が定める施設利用についてのルールを守る必要があります。

第8条(法人会員)

1. 法人会員の受講料は、月額20,000円(1アカウントあたり。税込)となります。
2. 法人会員に所属する者は、どなたでもコンテンツを受講することができます。
3. 1つのアカウントで同一コンテンツを複数人が受講することはできません(同一法人会員内で、複数の者が同一のコンテンツを受講する場合、受講する人数分のアカウントが必要となります。)
4. 法人会員は、すべてのコンテンツを利用することができますが、瀬戸内くらしの大学三豊キャンパス内の共用施設を利用することはできません。
5. 法人会員に基づく受講にあたっては、事前に、所定の手続が必要であり、当大学において受講を認めた者がコンテンツを受講することができます。

第9条(学生会員)

1. 学生会員の受講料は無料です。
2. 学生会員は、以下の方々が対象となります(大学生の方は対象外となりますので、一般会員としてお申込みください。)
 - ① 三豊市及び観音寺市に在住する方で、会員登録をする年の4月2日の時点で満17歳までの方
 - ② 三豊市及び観音寺市所在の高等学校に在籍する方(年齢制限はありません。)

- ③ 香川高等専門学校詫間キャンパスに在籍する方（年齢制限はありません。）
3. 学生会員として登録をする場合、当大学に生年月日を申請するとともに、未成年者の場合には、必ず親権者の同意を得る必要があります。
 4. 学生会員は、すべてのコンテンツを利用できるとともに、瀬戸内くらしの大学三豊キャンパス内の共用施設を利用することができます。その場合、当大学が定める施設利用についてのルールを守る必要があります。
 5. 学生会員が第2項に定める条件を満たさなくなった場合、当該会員は直ちに会員資格を失います。第2項①の資格に基づく学生会員については、満18歳になった日の後、最初に迎える4月1日の時点で会員資格を失います。

第10条(解約)

1. 解約を希望する方は、決済日の前日までに当大学所定の解約手続きを行う必要があります。
2. 月の途中で解約した場合であっても、日割による返金はいたしません。

第11条(禁止事項)

1. 当大学は、受講生がコンテンツを受講するにあたり、以下の行為を禁止します。
 - ① 受講生、コンテンツ実施者、当大学もしくは第三者の権利(財産権、知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉権等を含みますが、これらに限られません)を侵害し、または侵害するおそれのある行為(撮影禁止場所での撮影ならびに撮影した写真および動画の SNS 等への投稿を含む)。
 - ② 受講生、コンテンツ実施者、当大学もしくは第三者を誹謗中傷する行為。
 - ③ 受講生、コンテンツ実施者、当大学もしくは第三者に不利益を与える行為。
 - ④ 当大学の利用に際し取得したメールアドレス、パスワードおよびその他個人情報等を不正に使用する行為。
 - ⑤ 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為。
 - ⑥ 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為。
 - ⑦ 当大学を利用した営利を目的、または営利的色彩を帯びた行為。
 - ⑧ 当大学の目的に反するような行為または SNS 等への書き込み行為。
 - ⑨ 公序良俗に反する行為。
 - ⑩ 犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こすおそれのある行為。
 - ⑪ 宗教的または政治的、営業的勧誘行為。
 - ⑫ コンテンツおよびコンテンツ実施者について事実と異なる内容を第7条に定める評価に記載する、または SNS 等へ書き込む行為。
 - ⑬ その他、法令に反する行為および当大学が不適切と判断する行為。
2. 受講生が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当大学は、当該受講生

に事前に通知することなく、当該受講生の受講資格を停止(退学)し、会員資格を失わせることができるものとします。

第12条(コンテンツおよびコンテンツ実施者の評価)

1. 受講生は、当大学が指定するコンテンツを受講した場合、コンテンツおよびコンテンツ実施者について、当大学ウェブサイトにて当大学が定める方法によるアンケートにて評価できるものとします。
2. 受講生は、受講したコンテンツおよびコンテンツ実施者について、事実に基づき、適切な回答をするものとします。
3. 受講生が入力した内容についての著作権は、当大学に帰属するものとし、当大学が自由に利用できるものとします。

第13条(損害賠償)

1. 受講生が第三者、コンテンツ実施者、当大学または施設の責任者等に対して迷惑行為や損害を与えた場合、当該受講生は自己の費用と責任で問題を解決し、その損害を賠償するものとします。
2. 受講生がコンテンツの実施中に事故・盗難被害にあう等により損害を被った場合、当大学は一切の責任を負いません。但し、当大学の責に帰すべき事由により損害が生じた場合には、当大学は、当該受講生より受領済みの受講料相当額を限度として賠償責任を負うものとします。

第14条(個人情報の取り扱い)

- 当大学は、別途定める個人情報保護方針に従って、受講生の個人情報を適切に取り扱うものとします。

第15条(免責事項)

- 当大学ウェブサイトのコンテンツや文章は予告なく変更される場合があります。

第16条(著作権)

1. 受講生は、当大学の利用、コンテンツの実施を通じて提供されるいかなる情報、ソフトウェア、当大学ロゴおよびロゴマーク等も、権利者の許諾を得ないで、転送、転載、複製、頒布、出版その他いかなる方法においても当該受講生の個人としての私的使用以外の使用はできないものとします。
2. 当大学は、受講生が発信したコメントその他の情報が、次のいずれかに該当する場合には、当該受講生に断りなくこれを停止・削除することができるものとします。
 - ① 受講生、コンテンツ実施者、当大学もしくは第三者の著作権その他の権利

を侵害していると当大学が判断した場合。

- ② 受講生、コンテンツ実施者、当大学もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損していると当大学が判断した場合、または名誉もしくは信用を毀損しているとの警告、申し出等を第三者から受領した場合。
- ③ 日本または適用ある外国の法令に違反していると当大学が判断した場合。
- ④ 裁判所、検察、警察その他国家機関等から法律に基づき削除するよう命令を受けた場合。
- ⑤ その他、当大学が不適切と判断した場合。

第 17 条(譲渡禁止等)

- 受講生は、受講生として有する地位、権利または義務を第三者に譲渡し、担保に供する等の行為はできないものとします。

第 18 条(変更の届出)

1. 受講生は、当大学への届出内容に変更があった場合、速やかに当大学所定の方法で変更の届出をするものとします。
2. 前項の届出がなかったことにより受講生が不利益を被った場合、当大学は一切その責任を負わないものとします。

第 19 条(コンテンツの中断、延期、中止)

1. コンテンツ実施者の判断によりコンテンツを中断、延期または中止する場合があります。
2. コンテンツへの申込み人数が開講日の 3 営業日前の午前 0 時の時点で、コンテンツ実施者の定める最少催行人数に満たない場合、コンテンツ実施者の判断でコンテンツが中止となる場合があります。コンテンツが中止となった場合、実施者または、暮らしの大学事務局は受講生が当大学に届け出たメールアドレス宛に、開講日の 3 営業日前の当日中にコンテンツ中止の連絡をします。

第 20 条(当大学の判断によるコンテンツの中断、延期、中止)

1. 当大学は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、受講生に事前に通知することなくコンテンツを一時的に中断、延期、中止できるものとします。
 - ① 設備等の保守を緊急に行う場合。
 - ② 火災、停電等によりコンテンツの提供ができなくなった場合。
 - ③ 天災地変等の不可抗力によりコンテンツの提供ができなくなった場合。
 - ④ その他、運用上または技術的に当大学がコンテンツの中断が必要と判断した場合。

2. 当大学は、前項各号によりコンテンツの一時中断等が発生したとしても、これに起因して受講生が被った損害についてその責任を負わないものとします。但し、当大学に故意または重過失がある場合を除きます。
3. 当大学は、本条第1項に伴う返金はしないものとします。

第21条(規約の変更)

1. 当大学では、受講生の上承を得ることなく本規約を変更・追加することがあります。変更後の規約は、当大学所定のウェブサイトに掲示した時点より効力を生じるものとします。
2. 強行法規の改定等により、本規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更するものとします。

第22条(損害賠償額の限度)

- 本規約その他の規約、法律等により当大学が受講生に対して損害賠償の義務を負う場合、当該受講生より受領済の受講料相当額を限度とします。

第23条(管轄裁判所に関する合意)

- 本規約に係る準拠法は日本法とし、本規約について、当大学と受講生間に紛争が生じたときは、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条(反社会的勢力の排除)

1. 受講生は、当大学に対し、以下の事項を確約するものとします。
 - ① 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、受講するものではないこと。
2. 受講生は、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行うことを禁止します。
 - ① 脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - ② 偽計または威力を用いて業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
3. 当大学は、受講生が本条第1項または第2項の規定に違反した場合、事前に通知することなく、当該受講生の受講資格を停止(退学)し、会員資格を失わせることができるものとします。
4. 受講生は、受講生が本条第1項または第2項の規定に違反したことにより当大学またはコンテンツ実施者に生じた損害についてはその責任を負うものとします。

[2023年5月8日 瀬戸内暮らしの大学実行委員会]